

# 規制の事前評価書

法令案の名称：スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案  
規制の名称：スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進のための措置の導入  
規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止  
担当部局：公正取引委員会事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室  
評価実施時期：令和6年4月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【新設・拡充】

#### <法令案の要旨>

スマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤となっていることに鑑み、スマートフォンを利用した事業に係る競争環境を整備するため、スマートフォンの利用に特に必要な特定のソフトウェア（モバイル OS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。これらを総称して「特定ソフトウェア」という。）の提供等を行う事業者を指定し、特定ソフトウェア等に係る競争を制限するおそれのある行為を禁止する等の措置を講ずる。

#### <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

総務省の「令和4年通信利用動向調査」によると、令和4年に、スマートフォンは、90.1%の世帯に普及した。スマートフォンが、国民生活及び経済活動の基盤となる中で、特定ソフトウェアを提供する事業者は、特定少数の有力な事業者による寡占状態である。当該事業者が、スマートフォン向けのアプリ提供事業者等に対して、自ら提供する商品又は役務の利用の義務付け等の行為を行うことによって、特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争が妨げられている。一方、特定ソフトウェアに係る市場については、新規参入等の市場機能による自発的是正が困難であり、また、独占禁止法による個別事案に即した対応では、立証活動に著しく時間を要するとの課題があることから、公正かつ自由な競争を回復することが困難である。これらの問題については、公正取引委員会が行った「モバイル OS 等に関する実態調査」（令和5年2月公表）や、デジタル市場競争会議が行った「モバイル・エコシステムに関する競争評価」においても確認されている。

こうした状況を踏まえ、セキュリティやプライバシー等を確保しつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、スマートフォンにおける特定ソフトウェアに係る競争環境を整備することが急務である。

#### <必要となる規制新設・拡充の内容>

本法案では、特定ソフトウェアを提供する事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定した（指定を受けた事業者を「指定事業者」という。）上で、競争促進に関する規制として、以下のものを定める。

- （1）事業者の指定
- （2）指定事業者の禁止行為
- （3）指定事業者の講ずべき措置
- （4）指定事業者による報告書の提出

### 【新設・拡充】

#### <その他の規制手段の検討状況>

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

本法案の規制手段について、より緩やかな規制手段によって立法目的を達成できないか検討した。検討内容は以下のとおり。

より緩やかな規制として考えられるのは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下、「デジタルプラットフォーム取引透明化法」）で採用されているような共同規制（規制の大枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の自主的な取組に委ねる手法）が挙げられる。デジタルプラットフォーム取引透明化法は、公正かつ自由な競争の促進を目的とし、政令で定める事業規模以上のデジタルプラットフォーム事業者を指定し、提供事業に係る条件及び取組状況等の開示を義務付けることにより、指定されたデジタルプラットフォーム事業者が自主改善することを促すこととしている。しかし、スマートフォンの特定ソフトウェアについては、デジタルプラットフォーム事業者の自主的な取組に委ねるのでは、実効性の確保に限界があり、一定の行為の禁止（禁止事項）や、一定の措置を講ずる義務付け（遵守事項）を定め、規制の実効性確保のための行政処分等の措置を新設する必要がある。

以上より、より緩やかな規制手段によっては、スマートフォンにおける特定ソフトウェアに係る競争の促進という目的を達成することができないため、本法案により実効性のある規制を導入することとした。

#### <その他非規制手段の検討状況>

□非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

□非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

□非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

■非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

公正取引委員会は、事業者のイノベーションを阻害するような独占禁止法・競争政策上問題となる取引慣行等に対しては、違反行為を排除して競争を回復させる独占禁止法の厳正かつ的確な執行のほか、実態調査を通じて取引慣行の改善等を提言することにより、関係事業者に対して競争環境を整備する対応を促すなどの取組が重要な役割を果たすとの認識の下、非規制手段である実態調査を通じた競争環境の整備にも力を入れて取り組んでいる。

公正取引委員会は、これまでも様々な実態調査を積極的に行っており、実態調査において把握した事実等に基づき、報告書やガイドラインとして取りまとめ、独占禁止法上・競争政策上の問題点・論点を指摘して、関係事業者や関係事業者団体による取引慣行の自主的な改善を促すことを通じ、競争環境の整備を図ってきた。

一方で、このような取組は、事業者の自主性に依存することから、報告書やガイドラインにおいて指摘した独占禁止法上の問題点について、自主的な改善等が行われない場合には、違反の疑いのある行為を是正することは困難である。

本法案に関連して、モバイル OS 等に関する実態調査を実施し、調査結果を取りまとめた報告書を公表した。当該実態調査報告書では、モバイル OS 市場及びアプリ流通サービス市場について、現状では、Google 及び Apple が提供するモバイル OS やアプリストアについて十分な競争圧力が働いていないと評価し、アプリ流通サービス市場その他周辺市場における自社優遇行為の防止、モバイル OS 市場及びアプリ流通サービス市場における健全な競争環境の確保を推進することが望ましい旨を提言している。加えて、Google 及び Apple の

自主的な取組のみで実効性が確保されるとは限らないことから、その実効性を確保するため、必要な範囲で法律による制度整備により担保することが有効と提言している。

以上より、特定ソフトウェアについて、公正取引委員会では非規制手段である実態調査を通じた問題行為の改善を促す取組を既に実施しているが、その実効性を確保するためには法整備が必要であることから、これ以外の非規制手段は検討せず、より制限の強い規制手段を導入することとした。

### 3 効果（課題の解消・予防）の把握

#### 【新設・拡充】

本規制の導入により、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争、すなわち、特定ソフトウェアを提供する事業者間の競争及びスマートフォンを利用して商品又は役務を提供する事業者間の競争が促進されることが期待される。例えば、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならない旨の規制を設けることで、サードパーティアプリストアの参入が容易になり、ユーザーが多様なアプリストアを選択可能になる。更に、アプリストア間の競争が生じることで、アプリ提供事業者の手数料負担が軽減される、といった効果が期待される。

他方で、こうした本規制の具体的な競争促進効果の影響を、規制導入に先立って定量的に把握することは、関連する市場状況や事業者の経営判断次第で規制導入後の結果が変わり得るため現状では困難である。一方で、本法案と同様の規制であるデジタル市場法（DMA：Digital Markets Act）の本格的な運用が本年3月から開始された欧州の状況をみると、アプリストアの手数料の引下げやサードパーティ事業者によるアプリストアの参入の意向表明が行われるなどしている。そのため、このような欧州の状況も参考にしつつ、事後評価書を作成するまでに、本法案について効果が発現すると考えられる主な項目として、例えば、以下の実績値を3年分把握し、事後的に本法案の影響を定量的に検証することが考えられる。

- (1) 新たに提供が開始されたアプリストア数
- (2) アプリストアの手数料の水準
- (3) アプリ内で利用可能な課金システム数
- (4) ブラウザの構成要素とされるブラウザ・検索エンジンの数

### 4 負担の把握

#### 【新設・拡充】

##### <遵守費用>

遵守費用としては、以下の項目への対応に係る費用が想定される。

##### (1) 事業者の指定

指定事業者は、その規模に係る情報（特定ソフトウェアの売上高、利用者数等）の届出を義務付けられている。

##### (2) 指定事業者の禁止行為

本法案は、指定事業者に対して、一定の行為の禁止（禁止事項）を定めており、指定事業者は、当該規制を遵守するために必要な措置を講じる必要がある。

##### (3) 指定事業者の講ずべき措置

本法案は、指定事業者に対して、一定の措置を講じる義務付け（遵守事項）を定めており、指定事業者は、当該規制を遵守するために必要な措置を講じる必要がある。

##### (4) 指定事業者による報告書の提出

指定事業者は、報告書の提出を義務付けられており、上記（2）、（3）等の遵守状況を公正取引委員会に報

告することとなっている。具体的な報告内容については、公正取引委員会規則にて定めることとなっている。

なお、本法案は、上述した欧州のデジタル市場法とほぼ同様の規制であり、かつ、規制対象を特定ソフトウェアに限定している。したがって、本法案によって指定されることが想定される事業者は、基本的に、欧州において、デジタル市場法を遵守するため、上記の（２）及び（３）に相当する規制に対応するため、各種サービスの拡充、システムの改変、社内体制の整備等を行っているものと考えられる。

一方で、本法案の規制に対応するために要する費用については、各社の経営判断や事業者の秘密に関連する部分もあり、また、展開する事業の種類によって大きく異なるため、現時点で定量的に把握することは困難といえる。

事後評価までに、上記の４項目にかかる費用について、指定事業者との継続的なコミュニケーションを図りながら、把握していくことに努める。

### <行政費用>

行政費用としては、以下の項目に係る費用として、基本的に担当職員の人件費が想定される。

#### （１）事業者の指定

事業者から提出された情報を基に、政令で定めた基準に該当するか審査を行い、指定するための審査費用が想定される。

#### （２）指定事業者の禁止行為

指定事業者等と継続的なコミュニケーションをとりながら、禁止事項に違反していないかを監視し、必要に応じて指定事業者に改善を促すため、事業者との調整、監視費用が想定される。

#### （３）指定事業者の講ずべき措置

指定事業者等と継続的なコミュニケーションをとりながら、規制遵守状況を監視し、必要に応じて指定事業者に改善を促すため、事業者との調整、監視費用が想定される。

#### （４）指定事業者による報告書の提出

指定事業者から提出された遵守報告書の内容を確認し、公表を行う。必要に応じて、遵守事項に係る説明を指定事業者に求め、追加の報告依頼又は報告命令を実施する。そのため、当該報告書の内容の確認や公表に係る事務費用が想定される。

また、上記（１）～（４）のプロセスの中で、指定事業者の行為が本法案に違反する場合には、必要な調査を行い、違反行為に応じて、勧告・命令、排除措置命令・課徴金納付命令等を行うことになる。

なお、具体的な人員や体制については、事後評価までに定量的な数値の把握が可能と考えられる。

### <その他の負担>

該当なし

## 5 利害関係者からの意見聴取

### 【新設・拡充】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

本法案は、デジタル市場競争会議が公表した「モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告」（令和５年６月公表）に基づいて検討を行い、同報告書を踏まえた内容となっている。同事務局は、モバイル・エコシステムに関する競争評価の中間報告及び最終報告の取りまとめの過程において、意見公募手続を実施しているところ、同意見公募手続では、規制対象となり得る事業者のほか、スマホアプリ等を用いてビジネスを行っている事業者、消費者といった利害関係者から幅広く意見を聴取している。このほか、この法案の立案

過程においては、同事務局と公正取引委員会が、規制対象事業者となり得る事業者のほか、経済団体や消費者団体等の利害関係者からの意見を聴取している。

### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

意見公募手続で聴取した主な意見内容については、以下のとおり。

#### (1) 決済・課金システムの利用義務付けの禁止

- ・ 決済の拘束は消費者に弊害をもたらし、健全な競争を損なう。
- ・ カスタマイズが行き届いた決済手段や先駆的なサブスクリプションモデルの開発など、独創的な製品を提供するアプリデベロッパの能力を制限。
- ・ 他の課金・決済システムの利用に対する手数料率等の条件の設定を妨げる規制は、無料でのサービス提供を強いるもので不当。

#### (2) アプリ内における他の課金システム等の情報提供等の制限の禁止

- ・ OS 事業者による情報提供の制限により、ユーザー体験を向上させるスペシャルオファーをユーザーに案内することができない。
- ・ アプリ内での代替的な決済オプションへのリンクアウトを制限することを禁止する提案は、Google に対する手数料の支払いを回避させるとともに、ユーザーの安全の保護に懸念を生む。

#### (3) 信頼あるアプリストア間の競争環境整備（アプリ代替流通経路の容認）

- ・ 手数料がアプリ開発事業者にとって納得感のある水準・内容となり、ひいては消費者利益を確保するとともに我が国のスタートアップ振興にもつながることを強く期待。
- ・ App Store 以外の代替アプリストアについては、少なくとも「App Store」と同等程度のセキュリティレベルを確保することが必要であり、消費者にとって安全でアプリを安心して利用できる環境を確保してほしい。
- ・ プライバシーについて、OS 提供事業者がとることのできる措置は、法令遵守以上のレベルとすべき。
- ・ 青少年保護のための利用しやすい仕組みを作ることが必要。

#### (4) OS 等の機能へのアクセス

- ・ OS 等の機能について、包括的に、無償でアクセスを義務付けることは、財産権に対する過大な制約。

これらの意見公募手続での意見を踏まえ、本法案では、他の課金システムの利用を妨げること、アプリ内における情報提供等の制限、他のアプリストアの提供を妨げること、OS の機能へのアクセスの制限を禁止することなどを定めることとした。

また、セキュリティ確保等のために、指定事業者が、必要な措置を講じることができる旨の規定を設けることとした。

### <関連する会合の名称、開催日>

- ・ 第6回 デジタル市場競争会議 令和4年4月26日
- ・ 第7回 デジタル市場競争会議 令和5年6月16日
- ・ 第25回～第52回 デジタル市場競争会議ワーキンググループ 令和3年9月7日～令和5年10月12日

### <関連する会合の議事録の公表>

上記の会議につき、議事録は全て公表されている。

- ・ デジタル市場競争会議

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi/index.html>

- ・ デジタル市場競争会議ワーキンググループ

## 6 事後評価の実施時期

### 【新設・拡充】

#### ＜見直し条項がある法令案＞

- ・ 本法案は、施行後3年を目途として、本法律の規定の施行の状況を勘案し、本法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとなっている。
- ・ 上記より、本法案の見直し条項に基づき事後評価も、本法案の施行後、3年を目途として実施する。